3 農地の借入に関する制度

◆ 参入の形態

一般法人は農地を借りることはできますが所有はできません。 農地を所有する場合は農地所有適格法人の要件を満たす必要があります。

農地を使う

地を使う

農地を使わない

農地を所有する

農地を借りる

植物工場・農作業受託など

農地所有適格法人

農地所有適格法人 又は 一般法人

◆ 農地所有適格法人とは

農地所有適格法人とは農地の所有権が取得可能な法人のことで、農地法で定義されている名称です。

農地所有適格法人は次の4つの要件をすべて満たす必要があります。

また、農地所有適格法人は農地法等に基づき、毎年、事業状況を農業委員会に報告する必要があります。

1. 法人形態要件(いずれか)

- ・株式会社(株式に譲渡制限があるものに限る)
- ・持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社)
- ・農事組合法人

2. 事業要件

直近3か年の売上高の過半が農業及び関連事業(加工、販売等)であること

3. 主な構成員要件

・農業関係者 農業の常時従事者 (原則150日以上従事)、

農地を提供した個人、地方公共団体、農協

等の議決権が総議決権の1/2超

・農業関係者以外 保有できる議決権は総議決権の1/2未満

4. 役員要件(すべて)

- ・役員の過半が農業の常時従事者(原則150日以上従事)であること
- ・役員又は農場長等のうち1人以上が農作業に従事(原則年間60日以上)

◆ 農地を借りるための法律

農地を借りるには農地法に基づく農業委員会の許可、農業経営基盤強化促進法に基づく農用 地利用集積計画の公告、農地中間管理事業法に基づく農用地利用配分計画の公告のいずれかの 手続きが必要です。

1 農地法 (農業委員会の許可)

耕作目的で農地を貸借する場合に一定の要件を満たし、市町村の農業委員会の許可を受けるものです。経営面積の合計が原則として50a以上必要です。※

契約期限が到来しても両者の合意による解約が無い限り、自動更新されます。

(※市町村により要件面積は異なります)

2 農業経営基盤強化促進法 (農用地利用集積計画の公告)

市町村が作成する農用地利用集積計画を公告することにより、利用権を設定するものです。 貸借の期間が満了すれば農地の利用権は自動的に消滅します。

引き続き貸借を希望する場合は、市町村が再度農用地利用集積計画を作成・公告することにより利用権を再設定できます。

3 農地中間管理事業の推進に関する法律(農用地利用配分計画の公告)

埼玉県農地中間管理機構(公益社団法人埼玉県農林公社)が仲介して農地を借りるものです。

機構から農地を借りるためには、機構が行う借受け希望者の公募に応募します。 機構は事業規程(貸付先決定ルール)に基づき、借受け者を選定します。機構の定める 「農用地利用配分計画」を知事が認可し公告することで賃借権が設定されます。

● 農地法 ● 農業経営基盤強化促進法 ● 農地中間管理事業法 当事者間の 機構による借受 当事者間の 合意 (受け手) 希望者 合意 の公募 市町村に 対する申し出 貸付先決定ルールに 基づき受け手を 選定 市町村による 農業委員会に 農用地利用集積計画の作成 対する許可申請 県による 農業委員会 農用地利用配分 による決定 計画の認可・公表 農業委員会 公告による 機構と受け手との による許可 権利の設定 契約締結

農地の権利移動

◆ 農地を借りるための基本的な要件

1 農地のすべてを効率的に利用

機械、労働力、技術等、農地を適切に利用するための営農計画を持っていること。

2 一定の面積を経営

農地取得後の農地面積の合計が原則50a以上であること。

※この面積は市町村の実情に応じて異なります

3 周辺の農地利用に支障がない

水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと。



◆ 企業が農地を借りるための要件

1 貸借契約等に解除条件が付されていること

企業が農地を適正に使用していない場合に、契約を解除する旨の条件が契約に付されていることが必要です。

このほか、万が一撤退する場合に備え、① 農地等を明け渡す際の原状回復の義務 ② 原状回復の費用 ③ 原状回復がなされないときの損害賠償 ④ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払 等の取決めについて契約に明記します。

2 地域における適切な役割分担のもとに農業を継続して行うこと

農業は地域と密接なつながりがあって成立する産業です。地域農業の維持発展に関する話合いや、農道、水路等の共同利用施設の取り決めや鳥獣害対策などを遵守し、継続的、安定的な営農が見込まれることが必要です。

3 業務執行役員が1人以上農業に常時従事すること

実質的に業務執行についての権限を有し、地域の調整役として責任を持って対応できる者が、業務を執行する役員のうち1人以上いることが必要であり、その者が耕作等の事業に常時従事することが必要です。

(耕作等の事業とは、農作業だけではなく、営農計画の作成、マーケティング等の企画管理 労働も含まれます。)

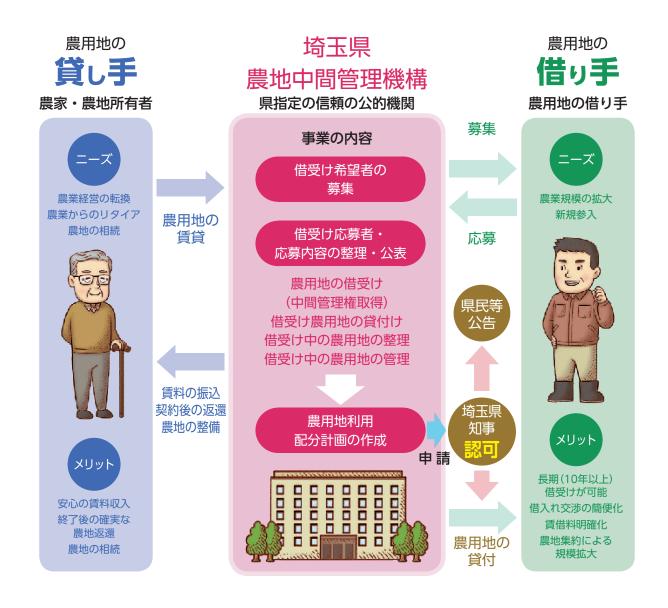
◆ 農地中間管理事業 (農地中間管理事業の推進に関する法律)

農地中間管理事業は、営利を目的としない公的機関である農地中間管理機構が農地を仲介する制度です。本県における農地中間管理機構は公益社団法人埼玉県農林公社です。

1 農地借入の手続きが大幅に軽減できます

企業は農地所有者と個別に交渉する必要はなく、農地中間管理機構と契約を締結します。 農地の賃料支払いも農地中間管理機構に対して行います。

2 農地中間管理機構の仕組み



◆その他の法律

1 農業振興地域の整備に関する法律(農振法)

農振法の目的

総合的に農業の振興を図ることが 必要であると認められる地域

地域の整備に関し必要な施策を 計画的に推進するための措置を講じる 農業の健全な発展

国土資源の合理的な利用

※ 農用地区域内では原則として農地転用ができません

農業振興地域内の農用地区域は、市町村が農振法に基づいて、今後、農用地等として利用すべき区域を定めたものです。事務所等の設置のために農地の転用が必要となることがありますが、農用地区域内における開発行為は制限され、原則として農地の転用はできません。

(その他の区域においても転用が認められない場合があります。)

農業振興地域

農用地区域

農業振興地域内で、市町村が指定する 農用地等として利用すべき土地の区域

2 都市計画法

都市計画法は都市の健全な発展と秩序ある整備を図り国土の均衡ある発展を目的としています。

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは都市計画法に基づき「市街化区域」と「市街化調整区域」の区分を定めることができます。

〇 市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

〇 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。

市街化調整区域において許可される開発は限定されていますが、農業用施設については認められる場合があります。

◆ 農地の利用に関する組織

1 農業委員会

「農業委員会等に関する法律」に基づき、市町村に設置されている行政委員会です。 農業者の代表機関として、農地の適切かつ効率的な活用を目的とした農地利用調整等を業 務としています。

(戸田市は農業委員会を設置していないため、農地のご相談は経済戦略室へ)

市町村名			所在地	電話
さし	ハたま	市	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048 (829) 1111
Ш	越	市	川越市元町1-3-1	049 (224) 8811
熊	谷	市	熊谷市宮町2-47-1	048 (524) 1111
Ш		市	川口市青木2-1-1	048 (258) 1110
行	\blacksquare	市	行田市本丸2-5	048 (556) 1111
秩	父	市	秩父市熊木町8-15	0494 (22) 2211
所	沢	市	所沢市並木1-1-1	04 (2998) 1111
飯	能	市	飯能市大字双柳1-1	042 (973) 2111
加	須	市	加須市三俣2-1-1	0480 (62) 1111
本	庄	市	本庄市本庄3-5-3	0495 (25) 1111
東	松山	市	東松山市松葉町1-1-58	0493 (23) 2221
春	日部	市	春日部市中央6-2	048 (736) 1111
狭	Ш	市	狭山市入間川1-23-5	04 (2953) 1111
羽	生	市	羽生市東6-15	048 (561) 1121
鴻	巣	市	鴻巣市中央1-1	048 (541) 1321
深	谷	市	深谷市仲町11-1	048 (571) 1211
上	尾	市	上尾市本町3-1-1	048 (775) 5111
草	加	市	草加市高砂1-1-1	048 (922) 0151
越	谷	市	越谷市越ヶ谷4-2-1	048 (964) 2111
蕨		市	蕨市中央5-14-15	048 (432) 3200
戸	⊞	市	戸田市上戸田1-18-1	048 (441) 1800
入	間	市	入間市豊岡1-16-1	04 (2964) 1111
朝	霞	市	朝霞市本町1-1-1	048 (463) 1111
志	木	市	志木市中宗岡1-1-1	048 (473) 1111
和	光	市	和光市広沢1-5	048 (464) 1111
新	座	市	新座市野火止1-1-1	048 (477) 1111
桶	Ш	市	桶川市泉1-3-28	048 (786) 3211
久	喜	市	久喜市下早見85-3	0480 (22) 1111
北	本	市	北本市本町1-111	048 (591) 1111
八	潮	市	八潮市中央1-2-1	048 (996) 2111
富	士 見	市	富士見市大字鶴馬1800-1	049 (251) 2711
≡	郷	市	三郷市花和田648-1	048 (953) 1111

市	町村	名	所在地	電話
蓮	⊞	市	蓮田市大字黒浜2799-1	048 (768) 3111
坂	戸	市	坂戸市千代田1-1-1	049 (283) 1331
幸	手	市	幸手市東4-6-8	0480 (43) 1111
鶴	ヶ島	市	鶴ヶ島市大字三ツ木16-1	049 (271) 1111
B	高	市	日高市大字南平沢1020	042 (989) 2111
吉	Ш	市	吉川市きよみ野1-1	048 (982) 5111
ふじみ野市			ふじみ野市福岡1-1-1	049 (261) 2611
白	岡	市	白岡市千駄野432	0480 (92) 1111
伊	奈	町	伊奈町中央4-355	048 (721) 2111
Ξ	芳	⊞Ţ	三芳町大字藤久保1100-1	049 (258) 0019
毛	呂 山	⊞Ţ	毛呂山町中央2-1	049 (295) 2112
越	生	町	越生町大字越生900-2	049 (292) 3121
滑	Ш	町	滑川町大字福田750-1	0493 (56) 2211
嵐	Ш	町	嵐山町大字杉山1030-1	0493 (62) 2150
小	Ш	町	小川町大字大塚55	0493 (72) 1221
Ш	島	町	川島町大字下八ツ林870-1	049 (297) 1811
吉	見	町	吉見町大字下細谷411	0493 (54) 1511
鳩	Ш	町	鳩山町大字大豆戸184-16	049 (296) 1211
ときがわ町			ときがわ町大字玉川2490	0493 (65) 1521
横	瀬	町	横瀬町大字横瀬4545	0494 (25) 0111
뱝	野	⊞Ţ	皆野町大字皆野1420-1	0494 (62) 1230
長	瀞	町	長瀞町大字本野上1035-1	0494 (66) 3111
小鹿野町			小鹿野町小鹿野89	0494 (75) 1221
東	秩父	村	東秩父村大字御堂634	0493 (82) 1221
美	里	町	美里町大字木部323-1	0495 (76) 1111
神	Ш	町	神川町大字植竹909	0495 (77) 2111
上	里	町	上里町大字七本木5518	0495 (35) 1221
寄	居	ĦŢ	寄居町大字寄居1180-1	048 (581) 2121
宮	代	町	宮代町笠原1-4-1	0480 (34) 1111
杉	戸	ĦŢ	杉戸町清地2-9-29	0480 (33) 1111
松	伏	⊞Ţ	松伏町大字松伏2424	048 (991) 2711

※電話番号は代表

2 公益社団法人 埼玉県農林公社

埼玉県の農林業振興を図ることを目的に農地の売買・貸借、青年農業者の育成、森林整備等を業務とする公益法人です。埼玉県や埼玉県内の市町村、農林業団体、農業協同組合等が出資しています。

農林公社は平成26年に県から農地中間管理機構の指定を受け、「農地中間管理事業」により農地の貸借を行っています。

公益社団法人埼玉県農林公社の業務

埼玉県農林公社は、埼玉県農林業を振興することにより、地域社会の健全な発展と農地・森林の持つ公益的機能の維持増進を図ることを目的としています。

農地中間管理事業

県から農地中間管理機構の指定を受け、農用地を集約して貸付ける等、 農用地利用の効率化を図り、農業参 入を支援します。

見沼農業振興事業

土地利用が制限されている見沼田んぼにおいて、農地保全や都市住民の 農業体験イベント等を行います。

森林整備事業

県から森林整備法人の認定を受け、 森林の整備や林業の普及啓発、林業 労働者の育成確保等を行います。

基盤整備・営農支援等事業

農地の小規模な基盤整備や農作業等の受託により、生産性の高い農業と 農山村の発展を支援します。

青年農業者育成事業

就農希望者への就農相談・無料職業 紹介・実践研修のほか、青年農業者 の海外研修・組織活動支援等を行い ます。

施設管理事業

県が設置した「農林公園」「種苗センター」「森林科学館」「県民の森」 の指定管理者として運営管理を行っています。